

秦野市地域密着型サービス事業者等の指定及び指定に係る同意等の基本方針

(目的)

第1条 この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号の同意（以下「同意」という。）についての基本的な方針を定め、適正かつ円滑なサービス利用に資することを目的とする。

(同意を求める基準)

第2条 本市を保険者とする介護保険被保険者（以下「本市被保険者」という。）が市外に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「市外サービス事業所」という。）の利用を希望するときは、事情を聴取し、次の各号に定める基準に適合するか審査した結果、認められる場合には、利用を希望する市外サービス事業所が所在する市町村（以下「対象市町村」という。）に対し、利用に係る同意（以下「同意」という。）を求めることとする。

- (1) 市内に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「市内サービス事業所」という。）の利用定員に空きがない等、市内サービス事業所を利用することが困難な状況にあること、もしくはできないこと。
- (2) 利用を希望する市外サービス事業所をすでに利用している本市被保険者の割合が定員の2割以内であること。
- (3) 災害又は虐待の恐れ等、やむを得ない理由により、緊急的に住民票を移さず対象市町村に居住する必要があること。
- (4) その他、(1)～(3)と同程度以上の理由が認められること。

(他市町村の長に利用に係る同意を求める場合)

第3条 第2条に基づき審査し、適合すると判断する場合は、対象市町村の長に対し、同意を求める旨の依頼を行うものとする。

(同意をする基準)

第4条 他市町村の長から、市内サービス事業所の同意を求められたときは、事情を聴取し、次の各号に定める基準に適合するか審査した結果、認められる場合は同意を行うものとする。

- (1) 対象市町村にあるサービス事業所を利用することが困難な状況にあること、もしくはできないこと。
- (2) 市内サービス事業所の定員に空きがあること。
- (3) 市内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護については、すでに利用している本市以外の被保険者の割合が契約数の2割以内であること。
- (4) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、すでに利用している本市以外の被保険者の割合が登録者数の2割以内であること。
- (5) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、すでに利用している本市以外の被保険者の割合が利用定員数の2割以内であること。
- (6) 利用を希望する者の住民登録が、隣接市町（平塚市、伊勢原市、中井町、大井町、松田町）にあること。ただし、本市に在住する親族宅等に一時滞在するなど、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- (7) 災害又は虐待の恐れ等、やむを得ない理由により、緊急的に住民票を移さずに、本市に居住する必要があること。
- (8) その他、(1)～(7)と同程度以上の理由が認められること。

(対象市町村の長に利用に係る同意を行う場合)

第5条 対象市町村の長から同意を求められたときは、第4条に基づき審査し、その結果を、対象市町村の長に対し通知する。

(同意に係る指定)

第6条 第2条の規定に基づき、対象市町村の長から同意が認められた場合は、秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例第4条及び秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例第4条の規定により、利用を希望する市外サービス事業所が所在する対象市町村の長からその指定を受けていることが証明できる書類の提出をもって指定を受けているものとみなすこととする。

(サービス提供開始に係る通知)

第7条 第6条の規定に基づく書類の提出があったときは、利用を希望する市外サービス事業所に対し、次の各号について通知するものとする。

- (1) 利用者氏名及び被保険者番号
 - (2) サービス事業所名及び住所
 - (3) 事業所指定番号及びサービスの種類
 - (4) サービス提供開始日
- (指定の効力)

第8条 市外サービス事業所は、被保険者がサービスを利用しなくなった場合は、速やかに本市に届け出なければならない。また、その場合は、第7条に規定する通知は、サービスを利用しなくなった日以降、無効とする。

附 則

この基本方針は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和4年8月1日から施行する。